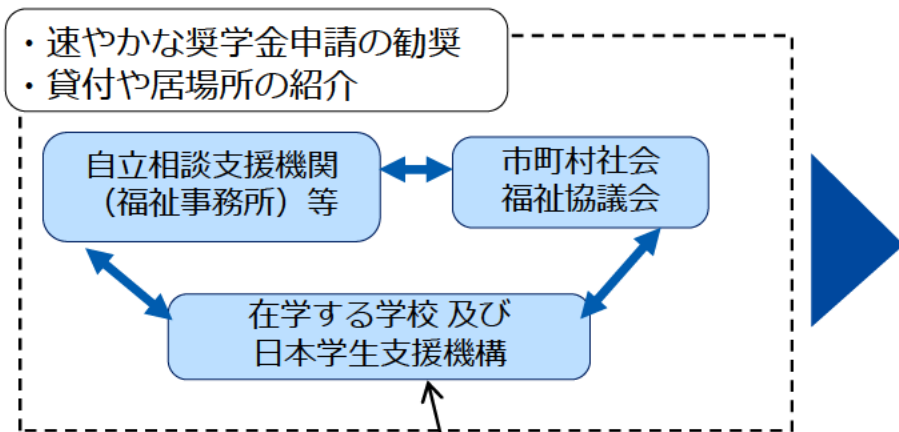


- 大学生等が虐待等を受けて親元から避難し、生活に困窮する場合の対応として、高等教育の修学支援新制度（授業料等の減免・給付型奨学金）において、随時申込みを受け付けている。
- 最初に相談を受け付けた支援機関は、相談内容に応じて、速やかに関係機関と連携し、制度の利用を支援をする。
- 当面の居所も確保できない場合には、一時生活支援事業によるシェルター利用を推進する。そのため、自立相談支援機関で相談を受け止め、必要に応じて、他の自治体のシェルターへのつなぎ等を含めて、居場所の確保に向けて迅速に調整を行う。
シェルター退所等に当たっては、児童相談所と連携して児童自立生活援助事業所につなぐ、賃貸住宅に移行する等の支援を行うことを推進する。
- 奨学金の振込みまでの間の生活費が不足する場合には、本人の状況に応じて、緊急小口資金貸付（最大10万円）の活用を促す。
※ 緊急小口資金を活用した上でもなお生活費が不足する場合には、再度、緊急小口資金の貸付が可能（合計最大20万円）。
- 給付型奨学金（最大75,800円/月）のほか、貸与型奨学金（有利子最大12万円/月）も活用できる。

奨学金振り込みまでの期間に利用できる支援

- ・速やかな奨学金申請の勧奨
- ・貸付や居場所の紹介



- 虐待等からの避難を客観的に証するため、公的機関による保護証明書の提出を求めている（所定の様式については日本学生支援機構のホームページ上に掲載）

虐待等からの避難

当面の居場所の確保方策

	内容	相談先
一時生活支援事業（シェルター）	住居のない生活困窮者に対し、宿泊場所や衣食の供与等を実施	自立相談支援機関（福祉事務所）
婦人保護事業	一時保護やDV被害女性等に係る生活支援・心理的ケア等を実施	婦人相談所
その他の民間シェルター等	実施形態等様々。 ※友人宅に避難している場合も考えられる。	

※ このほか令和6年度予算案でこども若者シェルター・相談支援事業を新設

シェルター退所等に当たっては、児童相談所と連携して児童自立生活援助事業所につなぐ、賃貸住宅に移行する等の支援を行うことを推進

児童自立生活援助事業所	義務教育終了後の児童等に対し、日常生活上の援助や生活指導を実施	児童相談所
-------------	---------------------------------	-------

1ヶ月程度

緊急小口資金貸付（最大10万円）

（申請から支給まで最短で約1週間程度）

- ※ 上記を活用した上でもなお生活費が不足する場合には、緊急小口資金の再貸付を実施

3ヶ月程度

奨学金支給の決定・開始

※申請月に遡及して支給

※ このほか令和5年度補正予算で虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援を行う事業を新設

一時生活支援事業の機能強化（緊急一時支援を可能とする加算の創設）

令和6年度当初予算案 531億円の内数（545億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活困窮者には様々な要因により緊急一時的な居所確保が必要となることがあるが、一時生活支援事業の要件である収入・資産を確認できる書類を必ずしも持ち合わせていない場合がある。こうした生活困窮者に対して、必要な支援に繋ぐまでの間、宿泊場所や滞在中の食事の提供等による一時的な支援を可能とするため、一時生活支援事業において加算を創設する。

2 緊急一時支援の加算創設の内容

【現行の事業対象者】

- ・住居を持たず収入・資産が一定以下の生活困窮者



【見直し後の事業対象者】

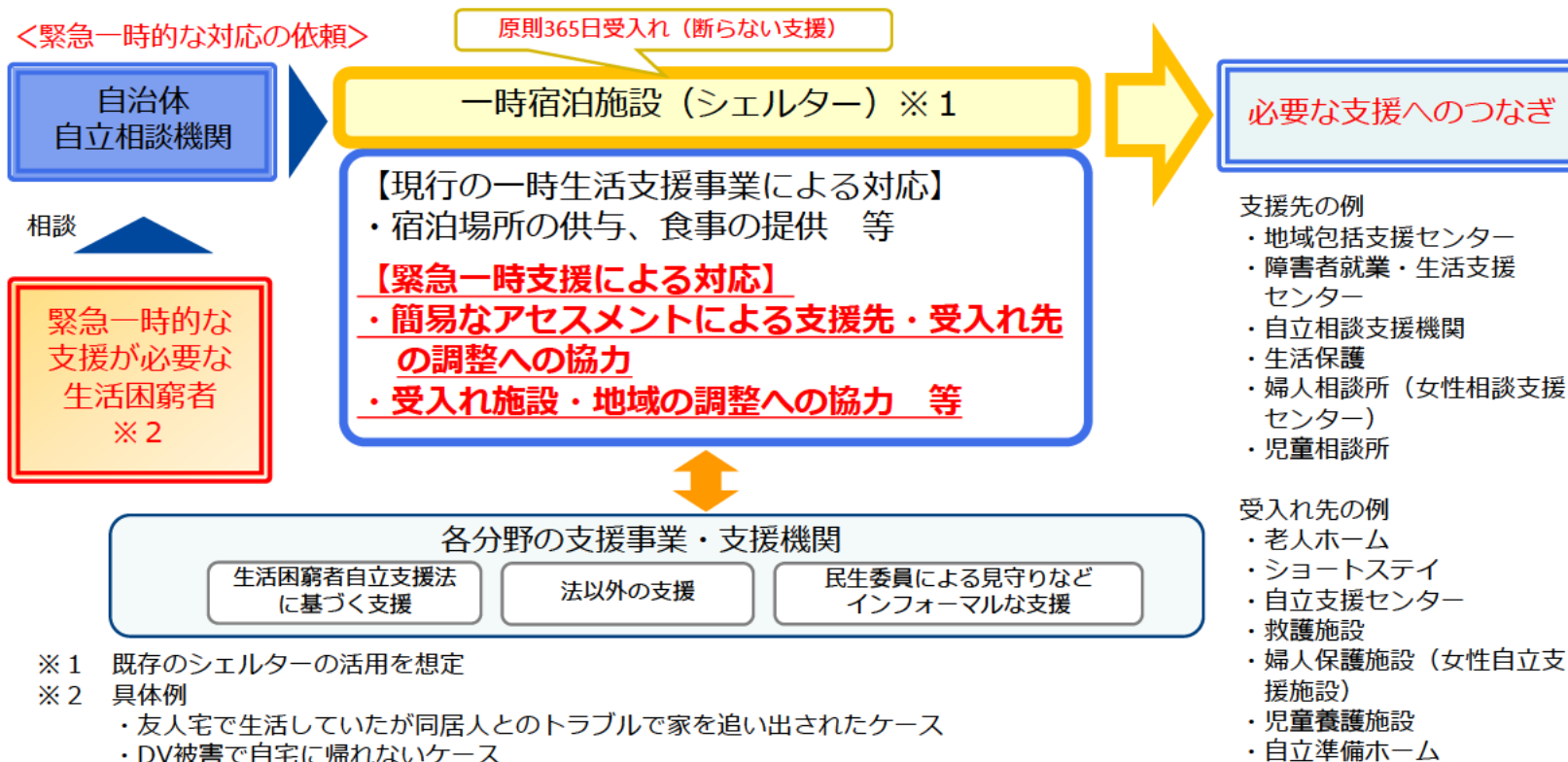
- ・住居を持たず収入・資産が一定以下の生活困窮者

- ・緊急一時的な支援が必要な生活困窮者

※原則365日受入れ対応

3 緊急一時支援のスキーム

- 緊急一時的な支援が必要な生活困窮者に対して、宿泊場所や滞在中の食事の提供等による一時的な支援を行うとともに、支援先・受入れ先の調整等を行う。



3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体） 補助率：2／3

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度予算額（案）：177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

1 事業の目的

○親からの虐待等に苦しむ10代～20代のこども・若者は、一時保護や施設入所等を望まない（あるいは年齢により対象とならない）場合もある一方で、

- ・ 親が荒れて暴力をふるったり、親がしばらく帰らず食事等もままならないときに、夜間も含めて一時的に避難できる安心安全な居場所がほしい
- ・ 親のネグレクトにより本来親から受けられるはずの支援が受けられないため、自立に向けた就学・就労の準備をしたい

など、家庭内での虐待の状況等に応じた様々なニーズを抱えており、こうしたこども若者を支えるためには、一時保護や施設入所等に代わる新たな居場所、支援スキームが必要となっている。

○こうしたこども若者視点からの新たなニーズへの対応として、家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）を確保する。

2 事業の概要

親からの虐待等に苦しみ、家庭等に居場所がない10代～20代のこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）に補助を行う。

① 宿泊又は夜間帯の利用が可能な居場所の提供

こども・若者に対し、宿泊又は夜間帯（自治体の条例で深夜徘徊とされる時間に至る前の時間帯（23時頃まで）を想定）の利用が可能な居場所（数日～2か月程度）を提供する。



② 基本相談、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供

①を利用するこども・若者に対し、基本相談（現在の悩みや今後の生活に関する全般的な相談対応）、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士によるサポートの提供等を実施。（基本相談は必須とし、それ以外は加算で対応）



3 実施主体

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】基本分：1か所あたり17,579千円 加算分：1か所あたり23,087千円

【補助率】国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

令和5年度補正予算：2.7億円

1 事業の目的

- 親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する学生等に対し、企業や一般からの寄付などに基づく生活援助物資を自宅等にアウトリーチ型で届けることにより、脆弱な生活基盤の支えとするとともに、援助をきっかけとして更なる相談支援へとつなげていくことを目的とした事業を創設する。
- まずは、モデル事業として創設。今後モデル事業の成果も踏まえつつ補助事業として展開していくことを想定。

2 事業の概要・スキーム

【事業内容】

①生活援助物資の配布・配送

生活援助物資（食料、生理用品等の生活必需品や学用品）の保管場所の貸借に係る費用、寄付元の企業から保管場所への輸送費用、保管場所から事業対象である若者宅への配送料、事業の告知・受付等に要する費用などの事業費のほか、寄付元となる企業等の開拓・調整等の事業推進に携わる支援者（コーディネーター）の人件費を補助する。

②相談支援員の配置

上記①の実施と連携して相談援助を行う支援者を配置する際、その人件費に相当する額の加算を講じる。

【対象者】

親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する若者又はそのおそれのある若者（下記a～cに該当する者に限る）

a) 専門学校や大学等に入学後1年以内の者 b) 定時制高校または通信制高校を卒業後1年以内の者等 c) 大学や専門学校等を卒業後1年以内の者

3 実施主体

都道府県または指定都市（NPO等の民間団体へ委託することを想定）

4 補助率

都道府県、指定都市 10/10（※モデル事業）